

中国税務速報

2015年4月20日

●1 企業の国外関連者に対する費用の支払いに係る企業所得税の問題に関する公告

国家税務総局は2015年3月18日付で「企業の国外関連者に対する費用の支払いに係る企業所得税の問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第16号)を公布しました。

本公告では、企業の国外関連者に支払う費用の移転価格管理をさらに規範化・強化する旨、独立企業原則に必ず従わなければならない旨、税務機関が企業に対し関連資料の提出を要請することができる旨が規定されています。また、以下に挙げた費用を損金算入できない旨を明確に規定されました。

- 1) 機能も履行せず、リスクも引き受けない、実質的な経営活動を行っていない国外関連者に対して企業が支払う費用
- 2) 下記の労務を受入れたことにより国外関連者に対して支払った費用
 - (一) 企業による機能・リスクの引き受け又は経営と関係のない労務活動
 - (二) 関連者が企業の直接又は間接的な投資家の投資利益を保証するため、企業に対して実施する支配、管理及び監督等の労務活動
 - (三) 関連者が提供するが、企業が既に第三者から取得している、又は自ら実施している労務活動
 - (四) 企業が特定のグループに所属していることから想定外の外収益を取得するが、グループ内の関連者が実施する当該企業を対象とした具体的に受入れない労務活動
 - (五) 既にその他の関連者間取引において補償を取得している労務活動
 - (六) 企業のための直接又は間接の経済利益をもたらすことのできないその他の労務活動
- 3) 企業が無形資産の法的所有権を保有するだけでその価値創設に対し貢献をしていない関連者に対して支払う、独立企業原則にそぐわないロイヤリティ
- 4) 企業が資金調達・上場を主たる目的とし、国外において持株会社又は資金調達活動を設立している場合において、資金調達・上場活動により生ずる付随利益につき国外関連者に対し支払うロイヤリティ

企業による国外関連者に対する費用の支払いが独立企業原則にそぐわない場合には、税務機関は、当該業務の発生日に属する事業年度から10年以内において、特別納税調整を実施することができます。本公告は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1519231/content.html>

●2 増値税一般納税義務者管理に関連する事項の調整に関する公告

国家税務総局は2015年3月30日付で「増値税一般納税義務者管理に関連する事項の調整に関する公告」(国家税務総局公告2015年第18号)を公布しました。

本公告では、増値税一般納税義務者資格について登記制を実行し、かつ登記手続も規定されました。納税義務者(個人工商事業者以外の個人事業者を除く)は、年間課税売上高が小規模納税義務者年間課税売上高を超え、かつ関連規定に基づき、小規模納税義務者として納税することを選択する場合には、税務機関に対し書面による説明を提出しなければなりません。ただし、個人事業者以外の個人は、書面による説明を提出する必要はありません。登記の規定期限は申告期間終了後20業務日です。

本公告は2015年4月1日から施行されます。『増値税一般納税者資格認定管理弁法』(国家税務総局令第22号)第四条第二項(一)号、第七条、第八条、第九条、第十一条は施行を一時停止し、その関連条項については所定の手続に従い改正された後に、新たに公布されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1537151/content.html>

●3 1) 個人の現物出資に係る個人所得税政策に関する通知

財政部と国家税務総局は 2015 年 3 月 30 日付で「個人の現物出資に係る個人所得税政策に関する通知」(財税 2015 年第 41 号)を公布しました。

本通知は、上海自由貿易区にて試行されている個人の現物出資に係る分割納税政策を全国に押し広げるものです。当通知に基づき、資産査定機関により評価された公正なる価額は現物譲渡収入とし、同譲渡収入から現物の取得価額とそれに関連する税金を差し引いた残額が個人の現物出資による財産譲渡所得と算定されます。

個人が現物出資により個人所得税を納付するにあたって、一括納税が困難な場合には、分割納税計画を確定させ、かつ税務機関へ届出た後、自動的に課税所得発生日から 5 年以内に分割納税をすることができます。投資取引の過程において取得した現金収入あるいは分割納税期間において持分譲渡により取得した現金収入は、優先して納税に充当しなければなりません。

本通知に規定する分割納税政策は 2015 年 4 月 1 日から施行されます。それ以前において発生した個人の現物出資については、納税を実行せず、かつ上述の課税所得発生日から 5 年を超えていないものについては、残存期限内において納付すべき税金を分割納税することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1535106/content.html>

2) 個人の非貨幣性資産の答辞に係る個人所得税

上記の通知に基づき、2015 年 4 月 8 日付で国家税務総局は「個人の現物出資に係る個人所得税の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 20 号)を公布しました。

本公告は、現物出資行為が発生し、かつ被投資企業の持分を取得した個人は、主管税務機関に対し自ら現物出資に係る個人所得税を納税申告する必要がある旨を規定しました。分割納税をする必要がある場合には、現物出資により持分を取得した日の翌月 15 日以内に主管税務機関に対して「現物出資に係る個人所得税分割納付届出表」、納税義務者の身分証明書、現物出資に関する契約書、現物に関する資産査定評価証明書、現物の取得価額とその関連税金を裏付ける文書などの資料を提出する必要があります。本公告は 2015 年 4 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1547914/content.html>

●4 日中租税条約の日本新設の地方法人税への適用に関する公告

国家税務総局は 2015 年 2 月 26 日付で「日中租税条約の日本新設の地方法人税への適用に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 13 号)を公布しました。

中国及び日本の税務主管当局は、『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』を、日本が 2014 年 10 月 1 日に新設された地方法人税 (the Local Corporation Tax) に適用することに合意しました。特にここに公告します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1505525/content.html>

●5 外商投資企業の外貨建資本金決済の管理方式に関する国家外貨管理局の通知

国家外貨管理局は 2015 年 4 月 8 日付で「外商投資企業の外貨建資本金決済の管理方式に関する国家外貨管理局の通知」(滙發「2015」19 号)を公布しました。

本通知は以下の内容を規定しました。

- 1) 外商投資企業の外貨建資本金に対して、自発的な決済を実行すること
- 2) 決済後取得した人民元建資金を決済支給用口座管理に納入すること
- 3) 資本金の使用は企業経営範囲内で真実、かつ自家用原則に従うべきこと
- 4) 外商投資企業が決済資金を利用して国内の株式投資を展開することを便利にすること
- 5) 決済資金の納付管理をより一層規範化させること

- 6) そのほかの直接投資項の下の外貨口座資金決済と使用管理
- 7) 外貨局の事後監督管理及び規定違反の監督処罰をさらに強化すること

本通知は 2015 年 6 月 1 日から施行されます。以前の規定が当該通知の内容と一致しない場合には、本通知を基準にします。滙総発「2008」142 号、滙総発「2011」88 号と滙発「2014」36 号は同時に廃止されます。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/f4be0f0047efabb79cb1bceee2a1794d/

●6 外商投資産業指導目録(2015 年修訂)

2015 年 3 月 10 日付で、国家發展改革委と商務部は「外商投資産業指導目録」(国家發展改革委 商務部令第 22 号)を公布しました。

2011 年度版改正と比べて、2015 年度版改正には奨励類項目の分類について、以下の変更がありました。

- 1) 「電力、ガス及び水の生産と供給業」から「電力、熱力、ガス及び水の生産と供給業」に変更されたこと
- 2) 「科学研究、技術業務と地質探査業」から「科学研究と技術業務」に変更されたこと
- 3) 「衛生、社会保障と社会福利業」から「衛生と社会業務」に変更されたこと

制限類項目の分類について、以下の変更がありました。

- 1) 「情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業」が追加されたこと
- 2) 「不動産業」が削除されたこと
- 3) 「衛生と社会業務」が追加されたこと
- 4) 「国家とわが国が締結したあるいは参加している国際条約制定により限定されたそのほか産業」から「国家法律法規とわが国が締結したあるいは参加している国際条約制定により限定されたそのほか産業」に変更されたこと

禁止類項目の分類について、以下の変更がありました。

- 1) 「卸売りと小売業」(タバコ)が追加されたこと
- 2) 「国家とわが国が締結したあるいは参加している国際条約制定により禁止されたそのほか産業」から「国家法律法規とわが国が締結したあるいは参加している国際条約制定により禁止されたそのほか産業」に変更されたこと

上記分類の下の小分類についても変更がありました。

「外商投資産業指導目録(2015 年度改正版)」はすでに國務院に批准され、公布され、2015 年 4 月 10 日から施行されます。2011 年 12 月 24 日付けで国家發展と改革委員会、商務部が発布した「外商投資産業指導目録(2011 年度改正版)」は同時に廃止されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201503/20150300911747.shtml>